

特別養護老人ホーム清豊苑入居利用料金（31日あたり）

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別基本単位		20770	22940	25265	27466	29605
加算	生活機能向上連携加算Ⅱ2	100				
	個別機能訓練加算Ⅰ	372				
	個別機能訓練加算Ⅱ	20				
	看護体制加算Ⅰ2	124				
	看護体制加算Ⅱ2	248				
	夜勤職員配置加算Ⅱ2	558				
	ADL維持等加算Ⅱ	60				
	日常生活継続支援加算2	1426				
	精神科医療養指導加算	155				
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10				
	栄養マネジメント強化加算	341				
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40				
	処遇改善加算Ⅰ	3391	3695	4021	4329	4628
合計単位数		24161	26635	29286	31795	34233
総額		¥254,657	¥280,733	¥308,674	¥335,119	¥360,816
利用者負担額	1割	¥25,466	¥28,073	¥30,867	¥33,512	¥36,082
	2割	¥50,931	¥56,147	¥61,735	¥67,024	¥72,163
	3割	¥76,397	¥84,220	¥92,602	¥100,536	¥108,245

※居住費・食事が別途必要になります。（所得によって金額が変わります）

※加算についての要件

加算名	要 件
生活機能向上連携加算Ⅱ2	外部のPT等が、特養等の機能訓練指導員等と共同して、①利用者の身体状況等の評価、②個別機能訓練計画を作成していること。
個別機能訓練加算Ⅰ	専ら常勤の機能訓練指導員である理学療養士、作業療養士または言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師またはきゅう師（以下「理学療法士」）を1人以上配置していること。
個別機能訓練加算Ⅱ	利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、個別訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用していること。
看護体制加算Ⅰ2	常勤の看護師を1人以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ2	看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または、看護職員の24時間連携体制を確保している。
夜勤職員配置加算Ⅱ2	通常の夜勤職員（人員基準）に加え、介護職員または看護職員の数を1人以上配置していること。
ADL維持等加算Ⅱ	対象者のADL値を集計した結果、「維持」もしくは「改善している」結果が得られたら、評価期間終了後の1年間すべての要介護の利用者に対して加算を算定できる。（事業所の成果を高く評価する加算）
日常生活継続支援加算2	新規入所者の総数のうち、要介護4または5の入居者が70%以上または認知症日常生活自立度のランクがⅢ以上の入居者が65%以上または入居者の総数のうち、たんの吸引などが必要な入所者が15%以上であれば算定ができる
精神科医療養指導加算	認知症（医師が認知症と診断）である入居者が全入居者の3分の1以上であり、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた委員会の開催や安全対策を実施し、1つ以上のテクノロジー機器を導入する
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で3人以上配置し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供している場合

段階別月額料金表（所得段階によって居住費・食費が変わります）

	要介護度	サービス利用に係る自己負担分（1割）	居住費	食費	合計金額 （1月あたり）		
					1割負担	2割負担	3割負担
第1段階	要支援1 要介護5	公費	¥27,280	¥9,300	¥36,580		
第2段階	要介護1	¥25,466	¥27,280	¥12,090	¥64,836		
	要介護2	¥28,073			¥67,443		
	要介護3	¥30,867			¥70,237		
	要介護4	¥33,512			¥72,882		
	要介護5	¥36,082			¥75,452		
第3段階①	要介護1	¥25,466	¥42,470	¥20,150	¥88,086		
	要介護2	¥28,073			¥90,693		
	要介護3	¥30,867			¥93,487		
	要介護4	¥33,512			¥96,132		
	要介護5	¥36,082			¥98,702		
第3段階②	要介護1	¥25,466	¥42,470	¥42,160	¥110,096		
	要介護2	¥28,073			¥112,703		
	要介護3	¥30,867			¥115,497		
	要介護4	¥33,512			¥118,142		
	要介護5	¥36,082			¥120,712		
第4段階	要介護1	¥25,466	¥86,800	¥49,600	¥161,866	¥187,332	¥212,798
	要介護2	¥28,073			¥164,473	¥192,546	¥220,619
	要介護3	¥30,867			¥167,267	¥198,134	¥229,001
	要介護4	¥33,512			¥169,912	¥203,424	¥236,936
	要介護5	¥36,082			¥172,482	¥208,564	¥244,646

※利用者負担段階について

	補足給付の主な対象者	預貯金額
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 生 活保護を受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	第1,2,3（上記）以外の方	